

川西町リサイクル掲示板運営実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭で不用となった使用可能な生活用品の提供を希望する者及び譲り受けを希望する者の情報交換の場を提供し、不用品の有効利用を図り、もって住民のごみ問題の意識高揚及びごみの減量化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) リサイクル品 この要綱に基づき対象品として登録された物
- (2) 提供者 この要綱に基づきリサイクル品を提供する者
- (3) 希望者 リサイクル品の譲り受けを希望する者

(掲示板の設置)

第3条 第1条の目的を達成するため、リサイクル品に関する情報交換の場として、リサイクル掲示板（以下「掲示板」という。）を設置する。

- 2 前項の掲示板の設置場所及び設置期間は、町のホームページ、広報等により別途周知する。

(利用者の範囲)

第4条 掲示板の利用は、町内に住所を有し20歳以上で営利を目的としない者とする。

(登録の申請)

第5条 掲示板への登録を希望する者は、次の各号に定める書類に所定の事項を記載のうえ、町長に提出しなければならない。

- (1) 提供者においては、リサイクル品提供情報登録カード（様式第1号）
- (2) 希望者においては、リサイクル品希望情報登録カード（様式第2号）

- 2 登録は同一期間中に1人につき5点までとする。

(登録の決定)

第6条 町長は、前条により提出があつた書類は速やかに審査のうえ登録の可否を決定し、掲示板への貼付をもって登録希望者に通知したものとする。

(情報提供の内容)

第7条 登録が完了したリサイクル品の情報は、リサイクル品提供情報登録カード（様式第1号）又はリサイクル品希望情報登録カード（様式第2号）の掲示用に定める各項目とする。

(利用の中止等)

第8条 掲示板の登録を中止しようとするときは、速やかに町長にその旨を申し出なければならない。

(登録対象品目)

第9条 登録対象品目は、一般家庭で不用となり、破損や汚れがなく、無料で提供できる再使用可能な物を対象とする。

(登録対象外品目)

第10条 次の各号に定める物は、登録対象外とする。

- (1) 営利目的の物
- (2) 法令の定めにより所持・販売規制を受ける物
- (3) 盗品
- (4) 登録又は登記の必要な物
- (5) 人体に悪影響を与える物
- (6) 食料品や動物など衛生管理の上で支障がある物
- (7) 処分費の負担が義務付けられている電化製品等
- (8) その他、町長が不相当と判断した物

(情報提供等)

第11条 提供者に係る連絡先等の情報を得ようとする希望者は、町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項の申出に基づき、提供者の情報を希望者に知らせるとともに、希望者に知らせた提供者の情報を、提供者に通知するものとする。

3 町長から提供者の情報を取得した希望者は、譲り受けに係る交渉以外の目的で提供者の情報を使用してはならない。

(交渉方法)

第12条 希望者は、提供者本人と直接交渉するものとする。

2 交渉を終えた希望者は、その結果を速やかに町長に報告しなければならない。

(注意事項)

第13条 掲示板の利用に関する注意事項は以下のとおりとする。

(1) 町はリサイクル品の情報を提供するのみで、物品の受け渡し等については、当事者間の責任において行うものとする。

(2) 登録品(受け渡し後も含む)に関する故障、苦情等の問題が発生した場合は、当事者間で解決するものとし、町では一切関与しない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。